

宮崎県情報化推進計画

～みやざき DX プラン～



令和3年3月

令和5年6月（一部改定）

宮 崎 県

目 次

第1章 計画の策定

第1節	計画の策定趣旨	4
第2節	計画の位置づけ	4
第3節	計画の期間	5

第2章 現状及び課題

第1節	時代背景	6
第2節	情報化の動向	8
第3節	国の情報化施策の動向	11
第4節	これまでの本県の情報化の取組	14
第5節	本県の直面する課題とICTに求められる役割・視点	18
1	本県の直面する課題	18
2	ICTに求められる役割・視点	19

第3章 基本目標と施策の基本的方向

第1節	基本目標	21
第2節	施策の基本的方向	22
1	「行政」が変わる ～県民本位のデジタル・ガバメントの推進～	
2	「暮らし」「地域産業」が変わる ～安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興～	
3	「情報基盤」「人材」が変わる ～デジタル社会を支える情報環境の整備・充実～	

第4章 推進項目

第1節 県民本位のデジタル・ガバメントの推進	24
1 行政サービスの向上	24
（1）県民への情報発信の充実・強化	
（2）行政手続のオンライン化	
（3）オープンデータ化と官民データの利活用推進	
（4）マイナンバー制度の円滑な運用とマイナンバーカードの普及促進	
2 行政事務の効率化の推進	27
（1）ICTを活用した事務効率化と働き方改革	
（2）情報システムの全体最適化	
（3）情報通信ネットワークの充実・強化	
（4）個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策の強化	
3 国・市町村との連携	32
第2節 安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興	33
1 暮らしの向上と教育・文化の振興	33
（1）福祉	
（2）保健・医療	
（3）防災	
（4）地域交通	
（5）環境	
（6）教育	
（7）歴史・文化	
2 地域産業の振興	39
（1）農林水産	
（2）商工・観光	
（3）物流	
（4）建設	
3 中山間地域における利便性向上	42
第3節 デジタル社会を支える情報環境の整備・充実	44
1 情報通信基盤の整備促進	44

- (1) 携帯電話・超高速ブロードバンド
- (2) 5G 等の新たな情報通信基盤
- 2 情報化を担う人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
 - (1) 学校における情報教育の充実
 - (2) ICT 技術者の育成・確保
- 3 誰もが利用できる環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
 - (1) 県民の情報リテラシーの向上と ICT 導入相談支援
 - (2) 安全・安心な利用環境の充実

第5章 計画の推進体制

第1章 計画の策定

第1節 計画の策定趣旨

今回の新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響や、国におけるIT基本法の見直しやデジタル庁（仮称）の設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）の策定等により、デジタル社会の実現に向けた動きが一層加速化することが見込まれています。

一方、本県の情報化については、これまで行政情報化を目的とする「eみやざき推進指針」や、官民データ¹活用のための「宮崎県官民データ活用推進計画」により推進しているところです。

このような中、多くの中山間地域を抱える本県では、少子高齢化や人口減少が進行しており、地域や産業を支える人財の確保や、暮らしに必要なサービスの維持などをいかに図っていくのかが大きな課題です。さらに、本県においても「新たな日常」の確立と、地域経済の再始動のため、デジタル化の推進が急務となっています。

これらの状況を踏まえ、令和3年度を「みやざきデジタル化元年」と位置付け、現行計画の抜本的な見直しを行い、本県におけるデジタル化施策の方向性を示す新たな計画を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる人間中心のデジタル社会の実現」を基本目標とし、これを達成するためのデジタル化施策の方向性を示すものです。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条に基づき、県が策定する「官民データ活用推進計画」として位置付けるものです。さらに、宮崎県行政情報化総合調整規程（平成19年訓令第8号）第4条第2項に基づく「基本計画」としても位置付けるものです。

¹官民データ：電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるもの。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和6年度までの4か年とします。ICT²の急速な進展等に伴う社会情勢の変化へ対応するため、2年後を目途に全体の見直しを行います。また、個別施策については、毎年度見直しを行います。

なお、本計画の実現に向けて取り組むアクションプランについては別途策定します。

² ICT：Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

第2章 現状及び課題

第1節 時代背景

○ 少子高齢化・人口減少

我が国では他国と比較しても急速に少子高齢化が進行し、生産年齢人口は1995年をピークに減少に転じており、生産年齢人口割合は2020年の59.1%が、2055年には51.6%にまで減少すると見込まれ、総人口の将来推計によれば、2055年には1億人を下回ることが予測されています。

少子高齢化と人口減少は地域経済を縮小させ、更なる少子高齢化と人口減少につながる悪循環を加速させるおそれが指摘されており、課題解決に向けた早急な取組が求められています。

○ 東京一極集中

東京の都市人口（昼間人口）は2025年まで世界第1位の予測となっており、埼玉、千葉、神奈川を含む東京圏には日本の総人口の約3割が居住しています。

これらの東京一極集中は、過密化による感染症リスクや交通混雑等を引き起こしており、一方で、地方においては都市部への人口流出による地域経済・産業の人財不足や中山間地域におけるコミュニティ維持が困難となるなど、過疎の要因にもなっており、これらの対応が求められています。

○ 大規模自然災害の頻発

我が国は、世界有数の自然災害発生国であり、近年は台風やゲリラ豪雨等による河川越水や道路冠水などの水害も頻発しています。

また、2011年の東日本大震災をきっかけとして、ハード・ソフトの両面から災害時の被害を最小化するための準備をするとともに、災害時に迅速かつ的確な対応を行うことが求められています。

特に、地域住民に対して避難情報を発令する際の判断材料として、現場の状況をタイムリーに把握し、情報提供や混乱時における避難誘導等に資する取組が課題となっています。

○ SDGs 実現に向けた動き

国において「持続可能な開発目標（SDGs³）実施指針（平成 28 年 12 月）」が策定され、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない社会の実現に向けて、地方にも各種取組を推進することが推奨されています。その中でも、国が示す「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）では、デジタル田園都市国家構想を重要な柱の 1 つと位置づけ、デジタル技術の活用によって、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指し取り組むことが重要と示しています。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大が、社会全体の変革を促しており、三密（密閉、密集、密接）を回避し感染リスクを下げる国民生活や経済活動を維持するための ICT の活用が広がっています。

新型コロナウイルス感染症収束後も、次なる感染症の流行など、国民生活や経済活動の維持が困難となる事態も想定されることから、ICT を活用した業務継続（BCP⁴）に向けた対策は必要不可欠です。

³SDGs：2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国でも積極的に取り組むこととされている。

⁴BCP：Business Continuity Plan の略。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

第2節 情報化の動向

○ インターネット等の利用環境の変化

2019年における世帯の情報通信機器の保有状況をみると、「モバイル端末⁵全体」(96.1%)の内数である「スマートフォン⁶」は83.4%となり初めて8割を超え、スマートフォンの急速な普及等により、2019年のインターネット⁷利用率(個人)は89.8%で増加傾向となっています。

モバイル端末からのインターネット接続が主流となったほか、様々なサービスがスマートフォン上で動作するアプリ⁸として開発・提供されたことによって、スマートフォンが生活必需品として定着し、携帯電話等の移動通信システムは、通信基盤から生活基盤へと進化し、国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしています。

○ AI、IoT等の革新的技術がもたらすデジタルトランスフォーメーション(DX⁹)の実現

AI¹⁰やIoT¹¹等の先端ICTの進展により、様々なモノがネットワークに接続され、生成されたデータを高度に活用する社会全体のデジタルトランスフォーメーションの動きが進んでいます。

⁵モバイル端末：小型ノートパソコン、スマートフォン、タブレット型端末などの小型軽量で持ち運ぶことができる情報端末装置のこと。

⁶スマートフォン：OS上で独自のアプリケーションの実行が可能であり、無数に用意されたアプリからユーザが使いたい機能をハードウェアにとらわれずサービス単位で選択することが可能なほか、それまで限定的にしか利用できなかったインターネットの閲覧がPCのようにフルブラウザで容易に利用できるようになったもの。

⁷インターネット：世界中のコンピュータなどの情報機器を接続するネットワーク。1990年ごろから、世界的に広く使われ始め、近年はその利活用が目覚しく進展している。生活や仕事など様々な場面で使われ、不可欠な社会基盤となっている。

⁸アプリ：Application Software(アプリケーションソフトウェア)の略。目的にあった作業をする応用ソフトウェアのこと。

⁹DX：Digital transformationのtransを「X」とした略。スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。単にICTを活用して企業のビジネスを改善する取組ではなく、組織やビジネスモデル自体の変革という非連続的な進化を求めるもの。

¹⁰AI：Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第2項)

¹¹IoT：Internet of Things(モノのインターネット)の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

また、自動運転の実現により、都市部では渋滞の緩和、地方では地域交通の維持が期待されるほか、製造、医療、介護、防災などで先端 ICT の活用が試みられており、生産性の向上や労働力不足への対応など、幅広い分野で有効活用できる可能性が広がっています。

さらに、モバイル決済によるキャッシュレス¹²など、新たなサービスも広がるとともに、基盤となる通信ネットワークの重要性は飛躍的に増大しており、次世代のネットワークとして 5G¹³への期待が高まっています。

○ 生成 AI の急速な利用の広がり

インターネット上の膨大な情報を学習し、新しい文章やプログラムコードなどのテキスト、デジタル画像や動画などを「生成」「創造」する生成 AI の利用が急速に広まっています。

生成 AI の活用により、業務の効率化や生産性の向上を図ることができる一方、入力した機密情報や個人情報が AI 学習に利用されることによる情報漏洩、生成した画像等の著作権侵害の可能性、生成されたコンテンツの正確性を確認せずに利用することで、誤った情報や偏った意見を拡散してしまう可能性もあります。

これらのリスクを十分に認識した上で、適切にコントロールしながら有効活用していくことが重要です。

○ 新型コロナウイルス感染症によるデジタル化・リモート¹⁴化のニーズの高まり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「デジタル化やオンライン¹⁵化の遅れ」、「都市過密・一極集中のリスク」、「新たな技術を利用する人材不足」等の課題が浮き彫りとなり、「分散型社会」や「地方回帰」等の価値観の変化が見られます。

¹²キャッシュレス：紙幣や硬貨等の現金を使わずに、クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用する電子決済のこと。

¹³5G：「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった特長を持つ新しい移動通信システムのこと。令和2年3月から商用サービスが開始。現行 LTE と比べて 100 倍の通信速度（10Gbps）、10 分の 1 の遅延（1 ミリ秒）、100 倍の接続機器数（100 万台/km²）と言われている。

¹⁴リモート：（リモートワーク）オフィスから離れた自宅や店舗などで、通信回線に繋がれたコンピュータを操作して業務等を行うこと。

（リモートアクセス）室内や建物内の通信網（LAN）ではなく、広域・公衆通信回線（WAN）を通じて地理的に離れた場所からアクセスすること。

¹⁵オンライン：コンピュータがネットワークやほかのコンピュータと接続している状態。

特に、テレワーク¹⁶等が急速に普及することにより、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方が実現されるなど、効率や効果を追求するだけでなく、多様な価値観や人の行動を支える基盤として、ICT活用の重要性は急速に高まっています。

¹⁶テレワーク：tele（離れた所）とwork（働く）をあわせた造語で、ICTを活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所により、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス）に区分される。

第3節 国の情報化施策の動向

○ Society5.0 提唱（平成28年閣議決定）

第5期科学技術基本計画の中で示されている、AIやIoTといった先端技術の活用により国が実現を目指す超スマート社会のコンセプトです。

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society5.0）が提唱されており、その実現を目指し、様々な取組を推進していくことが示されています。

○ 官民データ活用推進基本法（平成28年12月施行）

少子高齢化等様々な課題に対応するため、国、自治体、民間企業等が有するデータの活用を促し、新ビジネスの創出や行政、医療介護、教育等様々な分野の効率化を目指す法律です。基本理念の一つとして、AIやIoT等の先端技術の活用のほか、国の行政機関に係る申請、届出等の手続は原則オンラインで実施すること等が示されています。

また、本法に基づき、都道府県に対しては、ICT・データ利活用の推進に向けた都道府県官民データ活用推進計画の策定が義務付けられています。

○ デジタル手続法（令和元年5月公布）

官民データ活用推進基本法にも示されている行政機関における申請、届出等手続の原則オンライン化を加速させ、行政手続等に係る関係者の利便性向上、行政運営の簡素化及び効率化を図る法律です。

国の行政機関における申請、届出はオンライン化を原則とする「デジタルファースト」、同じ内容の情報提供は求めない「ワンスオンリー」、民間サービスを含む手続を一度で完結させる「コネクテッド・ワンストップ」の3原則が示されています。

○ IT新戦略（令和2年7月閣議決定）

政府のIT戦略である「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル施策が取りまとめられています。

新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容、緊急事態下でのデジタル対応についての課題、デジタル強靱化社会の実現に向けた取組が示されています。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月閣議決定）

国において、ポストコロナ時代の新しい未来として、デジタル化への集中投資・実装とその環境整備等により、個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現に向けた方針が示されています。

○ デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2年12月閣議決定）

国において、社会のデジタル化を強力に進めるため、デジタル社会の将来像、施策の策定に係る方針等を定める高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号、「IT基本法」という。）の全面的な見直しの考え方、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁（仮称）設置の考え方について、方針が示されています。

○ 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画（令和2年12月策定、令和4年9月改版）

国において、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化など、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容や、国による支援策等が示されています。令和4年の改版で外部デジタル人材確保のための方向性、計画策定後に公布された「地方公共団体情

報システムの標準化に関する法律」等の趣旨、今後の取組方針等が新たに示されました。

○ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の制定（令和3年9月1日制定）

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備し、効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項が定められました。

○ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月策定、令和4年6月改定）

国において、デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針等が定められており、本計画を基に「デジタル臨時行政調査会」や「デジタル田園都市国家構想実現会議」等において、検討や取組が進められています。

○ デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月閣議決定）

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、地方におけるデジタル技術の活用によって地域の個性を活かしながら社会課題の解決、魅力向上を実現し、地方活性化を加速化させること等を目的に定められており、デジタル実装による地方の課題解決や、デジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保等の方針が示されています。

○ デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月閣議決定）

令和4年6月に閣議決定された基本方針で定められた取組の方向性に沿って、令和5年度から令和9年度までの5か年におけるKPI、ロードマップが位置づけられています。地方においては、地域が抱える社会課題などを踏まえ、地域の個性や魅力を活かす地域ビジョンを掲げた「地方版総合戦略」の策定に努め、データの活用によるエビデンスに基づいた政策の企画立案、地方公共団体の枠組みを超えた共通課題を抱える地域間連携を図る等の地方活性化の取組推進の重要性等が示されています。

第4節 これまでの本県の情報化の取組

○ 行政情報化の取組

本県の行政情報化については、平成28年度に策定した「eみやぎき推進指針」において、「行政サービスの向上」、「効率的・効果的な行政運営の推進」及び「安全・安心の確保」の3つの方針を定め、ホームページ等による県民への情報発信、行政手続のオンライン利用促進、パソコン等の調達・管理の一層の適正化及びICT-BCP¹⁷による災害対策の強化などに取り組んできました。

重点的な取組として、情報システムの強靱性確保や情報システムの全体最適化の推進、マイナンバー¹⁸制度の適切な運用と利便性の向上やオープンデータ¹⁹化などを進めています。なお、この計画に基づき定めた6つの数値目標のうち、年500時間のテレビ会議の開催など、4つの項目については、目標を達成しました。

また、平成31年度には、官民データの利活用など業務を進めるため「宮崎県官民データ活用推進計画」を策定し、デジタルマーケティング²⁰の導入など、データの利活用にも、新たに取り組んでいます。

¹⁷ICT-BCP：Information & Communications Technology - Business Continuity Plan（ICT部門の業務継続計画）の略。災害時に自庁舎が被災しても、ICT資源を利用できるよう準備し、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保するための計画。

¹⁸マイナンバー：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、日本に住民票を有する全ての人（外国人も含まれる。）が持つ12桁の番号。法令上では「個人番号」といい、マイナンバーは通称。年金や医療保険といった社会保障に関すること、税金に関すること、地震や大雨などの災害への対策に関することの3分野で、法令で定められた範囲で、複数の機関に存在する個人情報と同一人の情報であることを確認するために活用される。

¹⁹オープンデータ：国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用され、②機械判読に適したもので、③無償で利用できるものに該当する形で公開されたデータ。

²⁰デジタルマーケティング：インターネットを介し、検索エンジンやウェブサイト、SNS、メール、モバイルアプリ等のあらゆるデジタル技術を利用して、製品やサービスを宣伝するマーケティング手段のこと。

【e みやざき推進指針取組実績(令和元年度)】

項目	目標値	実績値
電子申請の利用率	50.0%	66.9%
オープンデータの公開データ数（累計）	800 件	564 件
サーバ ²¹ 統合基盤への移行システム数（累計）	80(263 サーバ)	117(346 サーバ)
自治体クラウド ²² の利用市町村数（累計）	20 団体	20 団体
TV 会議の開催時間	500 時間	1,449 時間
情報セキュリティ ²³ 関連研修の参加人数	2,000 人／年	1,852 人／年

²¹サーバ：ネットワーク上でサービスや情報を提供するコンピュータのこと。インターネットではホームページ等のコンテンツを収め情報提供を行うウェブサーバ、IP アドレスとドメイン名の変換を行う DNS サーバ（ドメインネームサーバ）、電子メールの送受信を行うメールサーバ（SMTP/POP サーバ）等があり、ネットワークで発生する様々な業務を内容に応じて分担し集中的に処理するもの。

²²クラウド：コンピュータに導入して利用していたようなソフトウェアやデータ、それらを提供するためのサーバ等の技術基盤を、インターネット等のネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供する方式のこと。

²³情報セキュリティ：アクセスを認められた人だけが、その情報にアクセスできる状態を確保（機密性）し、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保（完全性）し、情報へのアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保（可用性）するよう必要な対策をすること。

○ 各分野の情報化の取組

県内各分野の情報化についても、様々な取組が進められています。

(主な取組例)

分 野	これまでの取組内容	概 要
医療・介護分野	介護ロボット ²⁴ や ICT の導入支援	介護ロボットを導入する際の経費の一部助成や介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用等の助成 分娩監視装置をネットワークで繋ぎ、一次医療機関等の胎児心拍数モニターを二次及び三次医療機関の周産期専門医や助産師が確認し、異常の早期発見と適切な助言を実施
	周産期医療ネットワークシステムの整備	
農業分野	スマート農業 ²⁵ の推進	ICT やロボットなど先端技術を農業分野へ導入し、生産性向上や労働力不足解消を図るスマート農業を推進するため、みやざきスマート農業推進方針（令和元年 12 月）を策定するとともに、国の事業等を活用し、県内各地域でスマート農業実証プロジェクトを展開
林業分野	レーザー ²⁶ を利用した計測	森林資源を把握するため、レーザーを照射して本数や胸高直径等を測定することが可能な地上レーザスキャナの実用化を推進 等
	ドローンによる運搬	苗木運搬等の実用化を推進
	下刈り作業の機械化	法面用の草刈り機を下刈り現場において実用化を推進
商工業分野	キャッシュレス化の推進	消費税率引上げにおける消費喚起と、中小・小規模事業者のキャッシュレス化推進を目的とした「キャッシュレス・消費者還元事業」が令和元年 10 月から令和 2 年 6 月まで実施される予定であり、県内事業者への周知・キャッシュレス化推進のため、関係機関との共催による説明会等を開催
	インターネット販売の促進	大消費地から遠隔にある本県事業者にとって、インターネット販売は低コストで外貨を獲得し、地元での事業継続・拡大を図ることができる有効な手段であることから、意欲ある事業者の売上増加を図るため、セミナー等を開催

²⁴介護ロボット：情報を感知（センサー系）、判断（知能・制御系）し、動作（駆動系）する要素技術を有する知能化機械システムのこと。ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担軽減に役立つ介護機器のこと。

²⁵スマート農業：ロボット技術や ICT を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

²⁶レーザー：Light Amplification by Stimulated Emission of Radiation（誘導放出による光増幅放射）の略。指向性と収束性に優れた、ほぼ単一波長の電磁波を発生させる装置のこと。

	ICT 活用に向けた支援	ICT を活用した新事業展開や生産性向上を目指す企業に対し、セミナー等を開催するとともに、IoT 関連の技術開発を支援
	IT 関連人材の育成・確保	ICT 技術者を対象とした技術力強化研修を実施 企業と連携し、高校生を対象とした ICT に関する実践的な体験学習を実施
建設分野	ICT 活用工事の試行	建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指すことを目的とした ICT 活用工事の試行を実施 ※ICT 活用工事とは、建設生産プロセスの下記①～④の全ての段階において ICT を全面的に活用する工事のこと。 ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT 建設機械による施工 ④ 3次元出来型管理等の施工管理及び 3次元データの納品
教育分野	校務の情報化の推進	統合型校務支援システムの構築・改善、情報セキュリティ対策の推進
	情報活用能力の育成	全教育活動における発達段階に応じた体系的な指導の充実、プログラミング教育の充実
	教科指導における ICT 活用の推進	教職員の ICT 活用指導力の向上、ICT の特性や強みを生かした授業改善

○ 情報通信基盤の整備

本県では、これまでケーブルテレビや携帯電話、光ファイバ等のブロードバンド環境の整備を推進し、県内の情報通信環境は大きく改善しました。しかしながら、中山間地域の一部では、地理的な制約や採算上の理由から民間事業者による整備が進んでいない地域が残されており、県内の光ファイバの世帯カバー率は、平成 31 年 3 月末現在で 95.1%（全国平均は 98.8%）となっています。

第5節 本県の直面する課題とICTに求められる役割・視点

1 本県の直面する課題

本県の人口は、平成8年の1,177千人をピークに減少を続けており、令和2年には1,063千人となる一方で、高齢化率（65歳以上割合）は、平成28年に30%を超え、令和3年頃には3人に1人が高齢者となり、後期高齢者も26市町村全てで13%を超えるなど、未曾有の人口減少時代を迎えることから、次のような課題に直面しています。

○ 安全・安心な暮らしの確保

高齢化により医療・介護や福祉サービス、公共交通等の維持・確保が必要不可欠ですが、各分野で人材の確保が困難になると県民がサービスを十分に受けることが困難になることも想定され、社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊等、暮らしを支える土台がゆらぎ様々な課題の深刻化が懸念されます。

また、近年、風水害が激甚化・頻発化する傾向にあり、さらに「南海トラフ地震」が発生した場合は、甚大な被害も想定されています。

○ 持続可能な産業構造の構築

労働力人口の減少や地域における経済規模の縮小により、あらゆる産業での競争力の低下が危惧されます。

このため、今後は、ICTをはじめとする技術革新に対応しながら、経済や資源の域内循環を促し、人口減少下にあっても持続可能な産業構造を構築していく必要があります。

○ 地域や産業を支える人財の確保

今後、人口が急激に減少し、高齢者の割合がより高くなると見込まれ、これまで地域の産業や集落活動を支えてきた世代が少なくなり、地域活力の低下や、地域の魅力である神楽等の伝統文化の継承の危機に直面しており、地域の維持・存続そのものが難しくなることが懸念されます。

持続可能で誰一人取り残さない社会の実現が求められる中で、情報通信基盤の整備や ICT 利活用による地域づくりの担い手の取り込みなど、人財確保に向けた取組が求められます。

2 ICT に求められる役割・視点

本県においては、ICT の導入を積極的に進めることにより、人口減少社会における直面する課題の解決に向けて、次のような役割が期待されます。

○ 交流人口や関係人口の拡大による地域活力の維持・創出

人口減少や少子高齢化に伴い地域の担い手が不足していく中で、観光などの交流人口を拡大させるだけでは地域コミュニティの維持は困難であり、将来的な移住につながる取組が求められます。

このため、地域づくりの担い手として地域外の人財を地域の熱心なファンとして取り込み関係人口を拡大させることが重要であり、ICT を活用した情報発信や関係づくりの取組により「地方回帰」の動きにつながることを期待されます。

○ 地理的・時間的制約の克服による市場の拡大とサービス等の質の向上

ICT の普及により時間と場所の制約を超えた取引（市場）が拡大するとともに、地方の小規模な市場でも、インターネットで世界と繋がることであらゆる地域の消費者の様々なニーズに即した商品・サービスの提供が可能となることを期待されます。

また、5G 等の活用により遠隔地と繋がることで、オンラインを通じた会議や授業等も可能となり、時間の有効活用が図られるなど、あらゆる場面でサービス等の質の向上が期待されます。

○ 生産性向上による労働力不足の解消と競争力の強化

ICT による業務の効率化や迅速化は、労働者一人当たりの生産性を高め、少子高齢化や若者の流出による労働力不足といった課題解決に寄与することが期待されます。

また、RPA²⁷等の ICT を導入し定型作業が自動化されることにより、業務の効率化が図られ、より生産的な仕事に注力でき、新たな付加価値の創出等を通じた競争力の強化につながることを期待されます。

○ 就労機会の拡大と多様な働き方への対応

テレワークの推進やロボット等の先端 ICT の導入等により、場所にとらわれない働き方が可能になるとともに、育児・介護・障害等これまで様々な事情により就労が困難であった人でも、就労機会を得られることが期待されます。

また、インターネットに接続できる環境があれば、本県に住みながら都市圏の仕事を行うことができるなど、ICT を活用することで多様な働き方が可能となります。

○ 三密回避による新型コロナウイルス感染症拡大の防止

リモート化やキャッシュレス化、テレワークの推進などにより、三密（密閉、密集、密接）を回避し感染リスクを下げる「新しい生活様式」に対応することが可能となるなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としても期待されます。

²⁷RPA：Robotics Process Automation（ロボットによる業務自動化）の略。従来よりも少ない人数で生産力を高める手段として、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作等をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。具体的には、ユーザー・インターフェース上の操作を認識する技術とワークフロー実行を組み合わせ、表計算ソフトやメールソフト、ERP（基幹業務システム）など複数のアプリケーションを使用する業務プロセスを自動化する。

第3章 基本目標と施策の基本的方向

第1節 基本目標

「県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる
人間中心のデジタル社会の実現」

第4次産業革命と言われる革新的なデジタル技術の進展は、社会全体に大きな変革をもたらすものであり、様々な社会課題を解決し、新たな付加価値を生むものとして期待されています。

このようなデジタル化の流れを、本県が更に飛躍するための好機として捉えることが重要です。デジタル化を推進することにより、人口減少社会において山積する様々な課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な宮崎づくりに向けた新たな展開を図っていく必要があります。

このため、宮崎県総合計画において描いている将来像を見据え、デジタル改革を進めることにより、県民の生活がより安全・安心でより豊かなものへと大きく変わるデジタル社会の実現を目指します。

また、デジタル化は手段であって目的ではないことや、私たちの活動の全てがデジタルで代替できるものではないことに十分留意し、目的と手段を混同しないように取り組むことが重要です。あくまでも人間尊重を基本とし、誰一人取り残されることなく、デジタル化の恩恵を実感できる人に優しい人間中心の社会の実現を目指します。

具体的には、第2節の施策の基本的方向により、社会全体のデジタル改革(DX)を進めていきます。

【宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」における目指す将来像】

- 一人ひとりが生き生きと活躍できる社会
- 安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会
- 力強い産業と魅力ある仕事があり、安心して働ける社会

第2節 施策の基本的方向

1 「行政」が変わる

～県民本位のデジタル・ガバメント²⁸の推進～

人口減少が深刻化する中、自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければならない業務に注力できるような環境を構築する必要があります。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、官民を通じたデジタル化の遅れが顕在化したところであり、特に行政分野において早急な対応が求められています。

こうしたことから、住民の利便性の向上、行政の効率化、感染症の拡大防止を図るため、デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）を踏まえ、情報発信の充実強化や手続のオンライン化を推進するなど、県民目線に立った行政のデジタル化に積極的に取り組みます。

2 「暮らし」「地域産業」が変わる

～安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興～

確実に進む少子高齢化に伴う人口減少の中で、本県が持続可能な社会を築きあげていくためには、これまで人が担っていた定型作業等を ICT を活用し自動化することにより人手不足の解消を図るとともに、遠隔教育など、地理的・時間的制約の克服による新サービスの創出等を図る必要があります。

²⁸デジタル・ガバメント：デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。サービス、プラットフォーム、ガバナンスといった電子行政に関するすべてのレイヤーがデジタル社会に対応した形に変革される状態を指す。

また、AI や IoT などの先端 ICT の利活用は、私たちの暮らしやあらゆる産業において革新的な変化をもたらすとされており、本県でも先駆的な取組が求められます。

さらに、地方回帰等の価値観の変化をチャンスと捉え、ワーケーション等の推進による関係人口等の創出・拡大を図っていく必要があります。このため、私たちの生活や産業におけるICTの利活用を一層支援することにより、暮らしの向上や地域産業の振興を図ります。

3 「情報基盤」「人材」が変わる ～デジタル社会を支える情報環境の整備・充実～

デジタル社会においては、AI や IoT 等の先端 ICT の利活用が進み、高速・大容量の情報通信環境が必要となります。特に、光ファイバや第5世代移動通信システム（5G）といった超高速ブロードバンドの重要性が飛躍的に高まるものと言われていますが、概ね整備が完了した光ファイバに対し、5G はこれから整備が進められることから、国や携帯電話事業者などと連携して早期の基地局整備を促進します。

また、暮らしや仕事のあらゆる場面で ICT が浸透する中で、県民誰もがデジタル社会の便益を享受するためには、情報や ICT を利活用する能力の向上が重要になります。そのため、次代を担う人材の育成や県民それぞれの立場に応じた ICT リテラシー²⁹の向上に取り組めます。

²⁹ICT リテラシー：ICT を正しく適切に利用、活用できる能力のこと。

第4章 推進項目

第1節 県民本位のデジタル・ガバメントの推進

1 行政サービスの向上

(1) 県民への情報発信の充実・強化

○推進方針

スマートフォンを活用したインターネットからの情報収集が主流となる中、誰でも支障なく県ホームページを利用できるよう、更なるアクセシビリティ³⁰の向上やレスポンスウェブデザイン³¹の採用、緊急事態発生時の迅速な情報発信等を推進します。

一方で、近年の SNS の普及による情報発信手段の多様化などに対応するため、必要な情報が必要とする県民に届くよう多様なソーシャルメディアの活用や宮崎県ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守した適切な情報発信についても推進します。

○推進事項

1	総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を遵守した県ホームページの運用
2	SNS を用いた情報発信の推進 ・チャットボット ³² 等の機能を活用した情報の発信

(2) 行政手続のオンライン化

○推進方針

デジタル手続法の改正により行政手続の原則オンライン化やワンストップ・ワンズオンリーの早期実現が求められる中、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、書面・押印・対面を前提とした行政運営に対する様々な課題が顕在化しています。

また、あらゆる分野での人と人との対面でのやりとりを遠隔でも可能とするリモート化の動きが出てきており、今後、行政においても、その時々の場合に応じて、対面とリモートの最適な組み合わせを選択しながら、業務を行うことが求められてきています。

³⁰アクセシビリティ：年齢的・身体的条件に関係なくオンラインで提供される情報にアクセスして利用し易くすること。

³¹レスポンスウェブデザイン：機器や画面サイズに応じて、Web サイトを見やすく表示できるようにすること。

³²チャットボット：ユーザの入力するテキストや音声に対して、ロボットが自動的に回答する会話型システムのこと。

そのため、県における行政手続を対象に、書面・押印・対面を不要とする申請手続のオンライン化について、オンライン収納機能導入の検討やアナログ規制の点検・見直し、県民視点に立った業務改革（BPR³³）を行いながら、拡大していきます。

また、ワンストップサービスの推進や相談業務等における SNS³⁴、AI 及びウェブ会議の活用など、県民が足を運ばなくても手続きできるリモート社会の実現に向けた取組を積極的に進めていきます。

○推進事項

1	行政手続のオンライン化の推進 ・オンライン手続数の拡充及び利用率の向上 ・電子申請システムにおけるオンライン収納機能導入の検討 ・アナログ規制の点検・見直し ・研修の実施による職員の意識啓発
2	行政手続のワンストップサービスの推進 ・自動車保有関連手続のワンストップサービス(OSS)の推進 等
3	相談業務等におけるリモート化の対応

(3) オープンデータ化と官民データの利活用促進

○推進方針

デジタル化が進む中、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、地域課題に対する新たなイノベーション等を創出していく上で、行政が保有する官民データを民間企業等が有効に活用する環境を整えることが重要となっています。

そのため、国が定める「オープンデータ基本指針（令和3年6月15日改正、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」や「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（令和3年6月15日改定）」、「自治体標準オープンデータ

³³BPR：Business Process Reengineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構及び情報システムを再設計すること。

³⁴SNS：Social Networking Service(Site)の略。個人間の交流を支援するサービス（サイト）で、参加者は共通の興味、知人等をもとに様々な交流を図ることができる。例えば、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する。

セット（令和5年3月正式版公表）」等に従って、県が保有する官民データのオープンデータ化を推進します。

また、市町村に対しても、研修会の開催や技術支援等を行うことにより、オープンデータ化の取組を促進します。

○推進事項

1	オープンデータ化の推進 ・公開データの拡充 ・職員の意識啓発
2	官民データの利活用促進 ・「ひなたGIS ³⁵ 」や「新みやぎ統計BOX」等の情報ツールの利活用等
3	市町村におけるオープンデータ化及び活用の取組支援 ・研修会開催 ・データ公開に係る技術支援

(4) マイナンバー制度の円滑な運用とマイナンバーカードの普及促進

○推進方針

マイナンバー制度は、行政手続を効率化し、県民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための基盤です。

マイナンバーを利用してシステム間の情報連携を行うことで、各種手続の添付書類が削減されるなど、県民負担の軽減や業務の効率化につながることから、情報連携を行う事務の拡大を進めていきます。

そこで、マイナンバー制度を円滑に運用するため、引き続き県民に対してマイナンバー制度の広報に取り組むとともに、国に対して利用範囲を拡大するよう働きかけます。

また、マイナンバーカード³⁶は、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であり、令和3年3月から健康保険証としての利用が始まり、令和6年秋頃には、現在利用されている健康保険証を原則廃止し一体化するとの方針が国から示されており、また運転免許証として

³⁵GIS：Geographic Information System（地理情報システム）の略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

³⁶マイナンバーカード：マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製ICカードのこと。申請により交付され、正式名称は「個人番号カード」。公的な身分証明として使用できたり、ICチップに記録されている電子証明を使ってコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書などが取得できたりする。

の利用も令和6年度末までの開始が予定されるなど、今後利用範囲の拡大が見込まれます。

このため、県民がマイナンバーカードを安心して使えるよう、セキュリティ対策等の安全性について周知を図るとともに、発行期間の短縮などマイナンバーカードを利用しやすい環境の整備について市町村の支援を行うと共に、国に要望していきます。

加えて、市町村と連携して、コンビニ交付の推進など、マイナンバーカードの更なる活用に取り組み、県民が享受できるサービス水準の向上に努めます。

○推進事項

1	情報連携対象事務の拡大
2	マイナンバー制度の普及啓発 ・各種メディアを用いた県民への広報 ・市町村と共同で実施する住民への啓発
3	県・市町村・民間事業者等の連携によるマイナンバーカードの普及啓発 ・各種メディアを用いた県民への広報 ・市町村と共同で実施する住民への啓発・出張申請
4	県・市町村・民間事業者等の連携によるマイナンバーカードの利便性向上 ・各種証明書のコンビニ交付サービスの導入推進 ・マイキープラットフォーム ³⁷ を活用したマイナンバーカードの利用範囲拡大

2 行政事務の効率化の推進

(1) ICTを活用した事務効率化と働き方改革

○推進方針

職員が行う業務を、定型化した事務作業から企画・立案等の付加価値の高い業務へシフトさせていくため、RPA、AI等の様々な技術

³⁷マイキープラットフォーム：マイナンバーカードで様々なサービスを呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤のこと。

や、電子申請システム及び既存の ICT ツール等を活用して業務の自動化効率化を図るとともに、ペーパーレス³⁸化を推進します。

また、庁内はもとより外部関係者との会議、研修、打合せなどにおけるウェブ会議の利用拡大やビジネスチャット³⁹の活用など、外部関係者ともリアルタイムにコミュニケーションができるツールを有効に活用するとともに、テレワークを実施することにより職員の柔軟な働き方を推進します。

さらに、ペーパーレス化やテレワーク等を効果的に進めていくため、電子決裁システムの導入について推進します。

これらの取組の定着を図るため、職員の情報リテラシーや業務改革意識の向上につながる研修等を実施します。

○推進事項

1	RPA や AI-OCR ⁴⁰ 等の ICT ツールの導入及びペーパーレス化の推進
2	チャットやウェブ会議の活用によるコミュニケーションの効率化
3	テレワークによる柔軟な働き方の推進
4	電子決裁システムの導入
5	研修等の実施による職員の情報リテラシーや業務改革意識の向上

(2) 情報システムの全体最適化

○推進方針

行政情報システム等の IT 調達については、担当者のスキルや知識による仕様や設計価格のばらつきをなくすため、統一的なガイドライン等を活用し、品質の確保や、計画的で適正な予算の執行に努めていきます。

³⁸ペーパーレス：ドキュメントやその他の紙をデジタル形式に変換することにより、紙の使用をなくしたり大幅に削減する作業環境のこと。

³⁹チャット：インターネットで利用されるサービスの一つで、複数の利用者がリアルタイムにメッセージを送信するためのシステム。

⁴⁰AI-OCR：OCR は Optical Character Recognition の略。手書きや印刷された紙データをスキャナやプリンタ等で読み取り、コンピュータで利用できるデジタルデータに変換する技術のこと。AI-OCR は、OCR に AI（人工知能）を活用して、前後の文字や学習データ等から従来の OCR より高い精度の文字認識を可能とするもの。

また、調達においては、職員の事務負担やコストを削減するためにも、自前調達式からクラウド等のサービス利用式への移行について、検討していきます。

さらに、各所属がそれぞれ構築・運用していたシステムについて、サーバ等機器の導入・保守や消費電力に係るコストの削減、運用に係る職員負担の軽減、セキュリティの向上等を図るため、仮想化技術によりサーバ機器等の集約化を行うサーバ統合基盤の活用を引き続き推進します。

職員が使用するパソコン等については、コスト削減を図るため、全庁合わせた一括調達を引き続き推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に顕在化してきた在宅勤務やモバイルワーク⁴¹など新たな業務形態に対応できる機種選定を進めます。

県庁 LAN やサーバ統合基盤のサーバやネットワーク機器などについては、災害時においても安定した運用を行うため、令和2年度に完成した防災庁舎内のサーバールームを積極的に活用します。

○推進事項

1	IT 調達の適正化、サービス利用式の活用
2	サーバ統合基盤の活用推進
3	パソコンの一括調達の推進、テレワーク等への対応
4	防災庁舎サーバールームを活用した安全で適切な運営確保

(3) 情報通信ネットワークの充実・強化

○推進方針

県庁内の情報通信基盤として最も重要な県庁 LAN については、これからも安定的な運用を行っていくため、適正な機器等の更新や監視体制の強化を図っていきます。また、県庁内における業務の機動性やペーパーレス化、更なる事務の効率化や行政サービスの向上を図るため、県庁 LAN の高度化や無線化などについて検討を行っていきます。

⁴¹モバイルワーク：顧客先や移動中に、パソコンや携帯電話を使う働き方のこと。

国や全国の自治体を結ぶ行政専用のネットワーク（LGWAN）については、自治体間の情報共有やシステムの共通化を推進していくため、ASP⁴²上の様々なサービスの活用について検討していきます。

また、県と市町村が共同で構築した行政情報通信基盤である宮崎行政情報ネットワーク（MAIN）については、高速化や耐災害性や耐障害性を確保して構築しており、適切かつ安定的に運用します。

○推進事項

1	県庁 LAN の安定運用及び高度化・無線化の検討
2	LGWAN-ASP の活用検討
3	市町村との共同による宮崎行政情報ネットワークの安定的な運用

（４）個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策の強化

○推進方針

○個人情報保護

あらゆる場面で個人情報を適切に取扱うとともに、国において進められている「地方公共団体の個人情報保護制度の見直し」について、適切に対応していきます。

また、マイナンバー制度を信頼される社会基盤として確立するため、マイナンバー法に基づき、特定個人情報取扱事務の定期的なリスク分析の実施や結果公表するとともに、リスクを軽減するための適切な措置を講じます。

○情報セキュリティ対策

ますます巧妙化・複雑化が進む標的型攻撃や不正アクセス等の脅威から県が保有する個人情報や重要な行政情報などの情報資産を守り、安全で安心なデジタル・ガバメントを推進していくためには、その基盤となる情報セキュリティ対策に万全を期していく必要があります。

⁴²ASP：Application Service Provider の略。アプリケーションソフト等のサービス（機能）をネットワーク経由で提供する者のこと。

情報セキュリティ対策に関する統一的な基準となる宮崎県情報セキュリティポリシー⁴³については、脅威の状況、情報セキュリティ監査の結果や国が定めるガイドラインを踏まえ、適切な見直しや職員への周知を図っていきます。

技術的・物理的対策として、マイナンバー等の住民情報や行政データをインターネットからの不正アクセス等から防御するため、マイナンバーを扱うネットワーク、通常業務を行うネットワーク及びインターネットを完全に分離（ネットワークの3層分離）するとともに、特にマイナンバーを取り扱う業務については、多要素認証やデータのやり取りについても厳格に制限を行うなど、引き続き情報の流出防止に努めていきます。

また、行政手続のオンライン化を進めるにあたり、その出入口となるインターネット接続についても、高度な監視や不正な通信の検知を行っていくため、宮崎県情報セキュリティクラウド⁴⁴を県と市町村が共同で構築・運用していきます。

さらに、人的対策として、職員の情報セキュリティに関するスキルや知識の向上を図るため、定期的にセキュリティ研修や訓練、監査等を実施します。

○推進事項

1	個人情報の適切な取り扱いと地方公共団体の個人情報保護制度の見直しへの対応
2	特定個人情報保護のための保護評価等の安全対策の徹底
3	宮崎県情報セキュリティポリシーの適切な見直しと周知
4	技術的・物理的対策の強化 ・ネットワークの3層分離の徹底、マイナンバー業務の多要素認証等の実施 ・次期セキュリティクラウドの構築・運用
5	人的対策の強化 ・定期的な職員への研修・訓練、監査等の実施

⁴³セキュリティポリシー：企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。一般的に社内規定等の組織全体のルールから、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準等を具体的に定めるもの。

⁴⁴セキュリティクラウド：ウェブサーバ等を集約し、監視及びログ解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するためのクラウドサービス。都道府県と市町村がインターネット接続口を集約し高度なセキュリティを講じて利用するため「自治体情報セキュリティクラウド」が構築されている。

3 国・市町村との連携

○推進方針

県民にとって身近な窓口である市町村において、デジタル化による行政サービスの向上は、今後ますます重要なものとなってきます。

そのため、県と市町村で構成する「宮崎県市町村IT推進連絡協議会」において、宮崎行政情報ネットワークや宮崎県情報セキュリティクラウドの共同運用等を実施します。

また、国が策定した「自治体DX推進計画」で示された推進体制の構築や情報システムの標準化・共通化等の重点取組事項については、国や市町村との連携を強化し、市町村に対し積極的な支援を行うなど、適切に対応していきます。

さらに、市町村によっては情報担当の専任者がいないなど、技術や知識が不足している状況が見受けられます。

そのため、これまでの市町村のIT調達、クラウド化、オープンデータ化等に対する技術的な助言に加え、AIやRPAなど、様々な先端ICTの活用についても情報提供等を積極的に行います。

○推進事項

1	宮崎県市町村IT推進連絡協議会による市町村との連携
2	情報システムの標準化・共通化等の「自治体DX推進計画」への適切な対応 ・システム標準化・共通化等のシステム調達業務支援 ・デジタル技術の活用を前提とした業務改革（BPR）研修の開催や個別相談対応等の伴走支援
3	市町村向けオープンデータ化の支援（再掲） ・研修会開催、データ公開に係る技術支援
4	RPAやAI-OCR等の先端ICTの導入推進 ・研修会開催、情報提供

第2節 安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興

1 暮らしの向上と教育・文化の振興

(1) 福祉

○推進方針

高齢化のさらなる進展により、介護サービス利用者が増える一方で、生産年齢人口の減少が見込まれるため、介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

このため、人材確保の取組として、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減を図るため、ICT や介護ロボットの導入に取り組みます。

また、ICT を活用して、メールや音声など、障がいに対応した受け取りやすい情報提供を推進すると共に、障がい者が ICT 弱者とならないよう、情報リテラシー⁴⁵の向上に取り組みます。

一方、本県は、平均初婚年齢が全国より若く、合計特殊出生率も全国上位にあるなど、全国的に見ると、結婚・出産の希望が叶いやすい環境にあります。出生数が年々減少する中、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰による経済的負担などの将来への不安感等から、婚姻数も大きく減少しており、更なる出生数の減少が予想されます。

このため、希望する誰もが安心して子どもを生むことができ、子育てが楽しいと感じられるよう、「子育て応援ポータルサイト」による子育ての各段階に応じたきめ細やかな情報提供や、幼児教育・保育施設等の利用に当たって、子どもの保護者の適切な選択を支援するため、幼稚園や保育所等の施設情報の提供に努めます。

○推進事項

1	介護ロボット導入や ICT 活用の促進
---	---------------------

⁴⁵情報リテラシー：情報（Information）と識字（literacy）を合わせた言葉で、印刷された文字だけでなく、見聞やインターネットの情報といった、各種の情報源を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。

(2) 保健・医療

○推進方針

本県の健康寿命の全国順位は、男性9位・女性3位（令和元年）となっています。健康寿命を延伸するためには、県民が自らの健康データを把握し、データに基づいて健康の維持・改善に主体的に取り組むことが重要であることから、氾濫する健康情報の中から正しい情報を取得することができるように「宮崎県健康長寿サポートサイト」等を活用した情報提供を行い、県民が自然に健康になれる環境づくりに取り組みます。

また、本県では、近年、医師数は徐々に増加していますが、医師の高齢化や地域的な偏在、特定の診療科における医師不足が課題となっています。

このため、ICTを用いた業務の効率化・診療支援などにより医師の勤務環境改善を図るとともに、医師が少ない地域や診療科においても良質な医療が提供できる環境づくりを推進します。

この他、在宅医療と介護については、「入退院時」、「療養生活期」等の場面に応じて、医療や介護サービスが切れ目なく提供されることが重要であり、市町村が中心となり、ICT化も含めた情報共有の支援等を行うとともに、医療機関同士又は医療機関と訪問介護事業所等の連携に必要となる医療のICT化に資するシステム構築（患者情報の共有等）の技術的支援等を行います。

さらには、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、テレワークの普及などICTによる対面によらない取り組みも急速に拡大しており、新たな生活様式への移行への対応も求められます。

○推進事項

1	医療現場のICT利活用推進 ・医療現場の勤務環境改善 ・周産期医療でのICT活用
2	ICTを活用した医療費助成制度等での事務改善の検討

(3) 防災

○推進方針

本県では、毎年のように洪水による浸水被害や土砂災害に見舞われ、また、南海トラフ地震等による地震や津波、火山災害など、大規模災害のリスクの高い環境にあります。

このため、県防災庁舎を中心とした危機管理体制の強化を図るとともに、災害対策支援情報、気象などの国や防災関係機関が把握する各種データ等の GIS 利用による情報共有を進め、県民の避難行動に必要な情報をわかりやすく提供します。

また、水防活動や土砂災害の発生監視に不可欠となる雨量・水位やカメラ映像等の情報を県民や行政職員に提供することで警戒避難態勢を支援します。

さらに、県が管理する情報システム・ネットワーク等については、大規模自然災害に備え、システムの冗長性等の確保など技術的対策を行うとともに、県 ICT 業務継続計画 (ICT-BCP) に基づき、非常時の早期復旧等の全庁的体制を確保します。

○推進事項

1	防災情報共有システムの整備運用 ・ひなた GIS を利用した防災情報の収集・共有
2	宮崎県河川砂防情報システムの運用による情報提供 ・インターネットによる雨量及び水位情報の配信と河川・砂防監視カメラ映像のリアルタイム提供 ・地域毎の詳細な土砂災害の危険度を 1 km メッシュで提供 ・関係機関の防災担当者への防災メールの配信
3	県情報システム等の災害対策強化 ・防災拠点庁舎サーバールーム等を活用した代替性や冗長性の確保 ・県 ICT 業務継続計画 (ICT-BCP) に基づく非常時体制の確保

(4) 地域交通

○推進方針

人口減少やモータリゼーションの一層の進展等に伴う利用者の減少により、地域公共交通の維持・確保がますます大きな課題となっています。

一方、近年のIoT や AI の技術革新により登場した MaaS⁴⁶や自動運転、グリーンスローモビリティ⁴⁷等の新モビリティサービスの進展により地方公共交通の活性化が期待されています。

そのため、県民の移動手段の確保や産業・観光等の基盤となる持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けて、地域住民や観光客のニーズを踏まえた MaaS 等の新モビリティサービスの導入を促進します。

○推進事項

1	新モビリティサービスの活用等による地域の実情に応じた地域交通網の構築 ・ MaaS 等の新モビリティサービスの導入促進
---	--

(5) 環境

○推進方針

社会のデジタル化に伴い、インターネットによる情報収集が一般的となっています。環境分野においても、地球温暖化、廃棄物・リサイクル、大気・水、自然環境などの情報をインターネット上で提供するホームページ「みやぎきの環境」を運用し、環境教育を推進します。

また、タブレットを活用した専用アプリケーションによる森林環境教育の実践や、本県の豊かな自然環境を生かしたワーケーション⁴⁸の推進などに取り組みます。

なお、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）などの大気環境濃度情報は、大気常時監視テレメータシステムで収集し、迅速に情報を提供します。注意報等発令時には、防災メール等を通じて、関係機関や県民に情報を配信し、外出自粛の呼びかけなど緊急時対応に備えます。

⁴⁶MaaS：Mobility as a Service の略。出発地から目的地まで、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の交通手段やその他のサービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括して提供するサービス。

⁴⁷グリーンスローモビリティ：地域が抱える様々な交通の課題解決や低炭素社会の確立のために、時速 20km 未満で公道を走る事が可能な 4 人乗り以上の電動パブリックモビリティのこと。

⁴⁸ワーケーション：仕事（Work）と休暇（Vacation）とを組み合わせた造語である。ICT を活用すること（テレワークなど）により、リゾート地など普段の職場とは異なる場所で仕事をしつつ、別の日又は時間帯には休暇取得や地域ならではの活動を行うことが可能となる。

○推進事項

1	ホームページ「みやぎの環境」による情報提供 ・ホームページ等で県民に積極的に情報発信
2	大気汚染状況に関する情報提供 ・テレメータシステムにより、大気汚染の状況をホームページにて情報共有

(6) 教育

○推進方針

子どもたちを取り巻く環境は近年大きく変化し、数多くの課題が出てきています。

社会の変化に伴って必要となる資質・能力の育成をどのように行い、未来を担う子どもたちへの教育はどうあるべきかなど、「教育」への期待とその重要性が、より一層高まっています。

このような中、本県の県立学校では令和4年度入学生より1人1台端末による学習がスタートし、教科指導等におけるICT活用の推進を図っており、市町村立学校でも、教科指導等において、令和3年度から1人1台端末を活用しています。

一方、生徒の指導、授業の準備や研究等の時間を確保するため、教職員の事務処理作業を軽減し働き方改革を推進する必要があります。

このため統合型校務支援システム等による校務の情報化に取り組むことで、データの保全や情報漏えい等のリスクを回避するとともに、教育の質の向上を図ります。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした新しい学びのスタイルとして、対面式教育とICT活用によるオンライン教育との併用による新しい教育様式を確立し、教育の強靱性を高めBCP体制の充実を図ることで、非常時にも学校を継続し、みやぎの子供たちの学びの保障に努めます。

なお、私立学校においても、国のGIGAスクール構想を踏まえた新しい教育ニーズに対応するため、校内LAN環境の整備や1人1台端末の実現に向けた児童生徒が使用するPC端末の整備が進められています。

○推進事項

1	ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT の強みを最大限に生かした授業改善 ・ プログラミング教育の充実 ・ 情報モラル教育の充実
2	教職員の ICT の活用指導力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業における実践事例や指導教材の共有 ・ ICT の活用に関する研修の充実
3	ICT を活用するための環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ対策の推進 ・ ネットワーク環境の充実と ICT 機器やコンピュータ教室の整備 ・ 家庭学習における ICT 活用の推進 ・ 教育データの利活用の推進
4	ICT 推進体制の整備と校務の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校現場を支える推進体制の整備 ・ 統合型校務支援システムの活用・改善による校務の情報化の推進

(7) 歴史・文化

○推進方針

少子・高齢化による人口減少に伴い、地域社会における経済の衰退をはじめ、人と人とのつながりの希薄化、特に若い世代の県外転出や地域コミュニティの衰退も危惧される中、神楽等に代表される個性豊かな伝統文化等を伝承する担い手不足などの課題があります。

このため、文化財の保護・継承を担う人材や団体の育成支援を図るとともに、「みやざきデジタルミュージアム」や「みやざき文化財情報」、博物館等の教育機関のホームページ等において、本県の歴史や文化に関する情報の充実を図り、学校や地域だけでなく、より多くの県民がこれらの情報を手軽に活用できる環境を整えることで、文化財を後世に守り伝える意識を醸成します。

○推進事項

1	ホームページでの歴史・文化に関する情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「みやざきデジタルミュージアム」 ・ 「みやざき文化財情報」
---	---

2 地域産業の振興

(1) 農林水産

○推進方針

農林水産業の就業者は年々減少し、農漁村集落の維持や労働力不足は深刻化しており、AI や IoT、ロボット技術の活用により、省力・効率的な生産体制を構築する必要があります。

そのため、農業分野においては、みやぎきスマート農業推進方針（令和元年 12 月策定）に基づき、アシスト機能や自動走行技術等を活用した誰もが取り組める農業のユニバーサル化や、畜産・露地園芸・施設園芸に適応した技術の活用による超省力・高効率で高収益な農業の推進に加え、棚田への水管理システム導入などによる条件不利地域での持続可能な農業の実現など、誰でもどこでも楽しくできるスマート農業の実現を図ります。

また、水産分野においては、ICT 等を活用した高精度で漁業者が利用しやすい海況情報の提供などを通じて、漁業者の収益向上を推進します。

さらに、林業分野においては、みやぎきスマート林業推進指針（令和 4 年 3 月策定）に基づき、レーザ計測や ICT 等の活用による森林資源情報管理の合理化や伐採、集材、造林など様々な作業の機械化に向けた先進的な取組による省力化・軽労化を目指すスマート林業⁴⁹の推進、生産・流通全体の効率化につながる技術革新など、林業イノベーションに向けた取組を促進します。

○推進事項

1	スマート農業の推進 ・スマート農業に関する情報の収集・発信や学べる環境の創出 ・国の事業等を活用した実証や本県に適した技術・機器等の検証 ・スマート農業を使いこなす人材育成や普及・定着に向けた推進体制を整備
2	スマート水産業の推進 ・海洋レーダーや数値予測モデル等の先端技術を活用した海況情報の高度化 ・2～3 日先の海況予測情報の提供

⁴⁹スマート林業：GIS や ICT 等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた木材生産を推進すること。

3	<p>スマート林業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーザ計測等による森林情報の把握やデジタル化、森林クラウドシステム構築 ・GIS や ICT 等を搭載した機械等を活用した新たな作業システムの実証 ・伐採から製材までの原木情報・流通ネットワークの構築
---	--

(2) 商工・観光

○推進方針

○商工

情報通信技術の発達は、新たなビジネスの創出や、経済のグローバル化など新たな市場を拡大させてきています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費者の行動変容等により、各種産業を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。

これらの状況や人口減少に伴う生産年齢人口が減少する中、本県産業の付加価値を上げていくためには ICT の活用が不可欠であり、積極的なデジタル化の推進を図っていく必要があります。

そのため、生産性向上に向けた IoT 活用の促進など産業全般の ICT 需要の拡大に取り組むとともに、ICT 産業における人材の育成・確保や新商品・新技術の開発など事業拡大の取組を支援します。

また、キャッシュレス決済等の ICT の利活用による新たなビジネスモデルの構築を図るとともに、デジタルマーケティングの活用や EC サイト⁵⁰などインターネット販売による販路拡大を推進します。

更に、地方回帰の動きが出ているこの機会を捉え、ICT 企業の積極的な誘致活動も展開していきます。

○観光

国内外からの観光客のニーズが多様化し、個人旅行（FIT）の増加やオンラインツアー等の旅行のデジタル化が進んでいることから、多様な関係者と連携の下、ICT を活用したマーケティングから効果的なプロモーションまでの一貫した取組を推進し、持続可能な魅力ある観光地域づくりを推進します。

⁵⁰EC サイト：Electronic Commerce（電子商取引）サイトの略。商品やサービスをインターネット上の運営サイトで販売する商取引。

○推進事項

1	県内企業に対する ICT 等の導入支援 ・ ICT を活用した新商品・新技術開発のための技術支援 ・ 導入促進のためのセミナー等の開催
2	キャッシュレス化の推進 ・ キャッシュレス化を進めるための普及啓発活動
3	ICT 企業の誘致
4	デジタルマーケティングなど新たな ICT を活用した県産品の販路拡大を推進 ・ デジタルマーケティングの活用 ・ EC サイトなどインターネット販売による販路開拓を支援
5	ICT を活用した新たな観光の実現など魅力ある観光地域づくりの推進

(3) 物流

○推進方針

大消費地から遠隔地にある本県にとって、物流は産業発展になくってはならない「産業インフラ」であり、各輸送機関の輸送能力の向上等に取り組むことにより、その維持・充実を図っていく必要があります。

そのため、急激に進行する技術革新による AI 等の先端技術の活用促進を図るとともに、開発が進むドローン物流⁵¹やトラック自動運転等についても、積極的に情報収集や関係者との情報共有等に努めます。

○推進事項

1	先端技術の活用による物流の効率化 ・ AI、ICT 等の活用による業務の効率化の促進 ・ 後続車有人トラック隊列走行システムやドローン物流などの情報収集・共有
---	---

(4) 建設

○推進方針

建設業は、社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、国土保全上、必要不可欠な「地域の守り手」となっています。

⁵¹ドローン物流：ドローンの活用により、山間部等における荷物配送など物流の効率化や省人化を目指した取組。

しかしながら、今後、人口減少や技術者の高齢化等がさらに進行する見込みであり、生産性向上と働き方改革の取組が必要不可欠となっております。

そこで、国の「インフラ分野のDX」の施策とも連携しながら、これまで進めてきた建設現場の生産性を向上するICT活用工事に加え、調査・測量・設計の段階から施工や維持管理・更新までの各段階で3次元データにて情報共有を行うBIM/CIMの取組などインフラ分野のデータとデジタル技術を活用したDXを進めていきます。

○推進事項

1	建設分野における生産性向上、働き方改革を図るための支援 ・インフラDXに関する研修会、現場見学会の開催等 ・建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及促進
2	県発注工事におけるICT活用工事の実施 ・建設キャリアアップシステム活用工事の実施 ・県発注業務、工事におけるBIM/CIMの実施

3 中山間地域における利便性向上

○推進方針

県土の約9割を占める中山間地域は、急速な人口減少・少子高齢化が進行する中で、産業の担い手不足に加え、地域の活力の低下や生活サービス機能の維持・存続が懸念される状況にあります。

一方で、ICTは、中山間地域が根源的に抱える地理的・時間的なハンディキャップを克服するとともに、産業の効率化を進め、地域特有の様々な生活課題を解決することで、地域の「しごと」や安全・安心な「暮らし」を守ることが期待されています。

このため、中山間地域の基幹産業である農業や林業等においてICTを活用して生産性向上を図る取組や、ローカル5G⁵²等を利用して医療・教育等生活環境に係る様々な地域課題の解決を図る実証事業を推進します。

⁵²ローカル5G：携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業等の様々な主体が自らの建物や敷地内で5G技術を使ったネットワークを構築し、5Gの特徴である超高速、超低遅延、多数同時接続といった環境を利用可能とする新しい仕組。

また、コロナ禍での地方回帰の動きやテレワークの進展を見据え、ワーケーションの推進などに取り組むことにより、移住促進や関係人口の創出・拡大を図ります。

○推進事項

1	中山間地域が維持・継続していくための主要産業の振興 ・スマート農業の推進 ・スマート林業の推進
2	新たな情報通信基盤を活用した医療・教育など中山間地域の振興 ・ローカル 5G 等を活用した地域課題解決実証事業の推進

第3節 デジタル社会を支える情報環境の整備・充実

1 情報通信基盤の整備促進

(1) 携帯電話・超高速ブロードバンド

○推進方針

地理的な条件や採算性等の理由により携帯電話サービスが提供されていない地域については、市町村をはじめ、国や携帯電話事業者と連携しながら、不感地域の解消に向けた取組を推進します。

また、光ファイバ等の超高速ブロードバンド⁵³サービスが提供されていない地域については、現在急ピッチで整備が進められており、概ね未整備地域は解消する見込みです。一方で、既に整備された超高速ブロードバンド基盤については、維持・管理に要する経費が市町村や通信事業者の大きな負担となっていることから、国に対してユニバーサルサービス⁵⁴の対象とするよう制度の見直しを働きかけます。

なお、本県においては、ケーブルテレビ網の光ファイバ化が概ね完了する等、情報通信基盤の整備においてケーブルテレビ事業者の果たす役割が非常に大きくなっているため、ケーブルテレビ事業者との連携を一層強化します。

○推進事項

1	携帯電話不感地域の解消推進
2	超高速ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化に向けた国への働きかけ
3	ケーブルテレビ事業者との連携強化

⁵³超高速ブロードバンド：移動系（LTE、BWA）や固定系（FTTH、下り 30Mbps 以上のケーブルテレビインターネット、FWA）の超高速通信を可能とする回線。

LTE とは、Long Term Evolution の略。携帯電話通信規格の一つで、下り最大 100Mbps 以上。

BWA とは、Broadband Wireless Access の略。2.5Ghz 帯の周波数の電波を使用し、下り最大 220Mbps。

FTTH とは、Fiber To The Home の略。個人宅内等に光ファイバを直接引き込むもので、主に 100Mbps から 10Gbps。

FWA とは、Fixed Wireless Access（固定無線アクセスシステム）の略。オフィスや一般世帯と電気通信事業者の交換局や中継系回線との間を直接接続して利用する無線システム。

⁵⁴ユニバーサルサービス：社会全体で均一に維持され、誰もが等しく受益できる公共的なサービス全般のこと。電気、ガス、水道から放送、郵便、通信や公的な福祉や介護等の地域による分け隔てのない便益の提供。

(2) 5G等の新たな情報通信基盤

○推進方針

IoT、ロボット、ドローン、自動運転など先端 ICT の社会実装を図るためには、5G やローカル 5G の整備促進が不可欠です。

そこで、本県においては、ローカル 5G を活用した地域課題の解決を図る実証事業を行うとともに、地方における 5G のニーズなどを具体的に示すことにより、携帯電話事業者に対し、早期整備を働きかけます。

また、国に対しては、地域において柔軟に構築可能なローカル 5G 導入に係る技術的・財政的な支援を強化するよう引き続き要望を行っていきます。

さらに、デジタル社会の実現に向けて、LPWA⁵⁵等の新たな技術についての情報収集を行い、その有効活用を検討します。

○推進事項

1	ローカル 5G 等を活用した地域課題解決実証事業の推進
2	5G の早期整備に対する携帯事業者への働きかけ
3	ローカル 5G 導入支援に関する国への要望
4	LPWA 等の新たな技術についての情報収集・有効活用の検討

2 情報化を担う人材の育成・確保

(1) 学校における情報教育の充実

○推進方針

AI や IoT 等の技術革新に伴い、変化のスピードは加速度を増すことが予想され、複雑で予測困難な時代の到来を見据え、未来の社会を担う子どもたちに、変化の激しい社会を生き抜くための力を育てていくことが必要となっており、様々な分野で未来の社会をけん引する人材の育成が求められています。

このような中、子どもを取り巻く社会やその生活の状況を見ると、スマートフォンをはじめ様々なインターネット接続機器等の普及に伴

⁵⁵ LPWA：ローパワー（消費電力が少ない）であり、ワイドエリア（広いエリア）をカバーできる通信規格。音声、動画、画像などの大容量のデータ送信には向かないがセンサーデータなど省電力で障害物越しに通信することに優位。

い、ICTの利用時間は増加傾向にあり、SNS利用を通じた犯罪や対人関係トラブルなど、様々な問題が起こっています。

これらを踏まえて、小学校では「基本的な情報機器の操作」や「適切な情報活用の学習活動」、「情報モラル」について、中学校では小学校段階の基礎の上に、「適切かつ主体的、積極的な情報活用の学習活動」や「情報モラル」について、さらに高等学校では必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、発信・伝達するという情報活用能力の育成や、情報活用の基礎となる情報の科学的な理解、そして望ましい情報社会の創造に参画する態度を育成する等、子ども達の発達段階に応じた情報活用能力の育成を進めます。

さらには、GIGAスクール構想に対応し、学校における情報機器や環境整備等を進めるとともに、教科におけるICT活用、校務の情報化により学校の情報教育の充実を図ります。

また、大学等高等教育機関については、県内IT企業等への就職に繋げるため、ITスキル向上に向けた講座の開催や企業との交流会等を実施し、次世代IT人材の育成・確保に取り組みます。

○推進事項

1	ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成 ・ICTの強みを最大限に生かした授業改善 ・プログラミング教育の充実 ・情報モラル教育の充実
2	教職員のICTの活用指導力の向上 ・授業における実践事例や指導教材の共有 ・ICTの活用に関する研修の充実
3	ICTを活用するための環境の整備 ・情報セキュリティ対策の推進 ・ネットワーク環境の充実とICT機器やコンピュータ教室の整備 ・家庭学習におけるICT活用の推進 ・教育データの利活用の推進
4	ICT推進体制の整備と校務の改善 ・学校現場を支える推進体制の整備 ・統合型校務支援システムの活用・改善による校務の情報化の推進
5	県内就職への支援 ・ITスキル関連の連続講座の開催 ・IT企業等への就職支援

(2) ICT 技術者の育成・確保

○推進方針

Society5.0 の世界では、IoT によりあらゆるものがインターネットにつながり、それらで蓄積されたデータが AI（人工知能）などにより解析され、新たなサービス等を生みだし、社会や経済に大きな変化をもたらすと言われております。

そのような、デジタル時代における国際競争の主戦場である AI 等の先端 ICT やデータの利活用を進めるためには、こうした分野を支える人材や実務を担う人材のスキルを強化することが重要です。

そのため、引き続き ICT 人材の技術力向上に向けた取組を促進するとともに、先端 ICT に関する知識を持ち、利活用・普及ができる人材の育成を実施し、併せてデータ分析やセキュリティ、ネットワーク技術などのより高度なデジタル専門知識を有し、これらを活用した課題特定及びデジタルを活用した課題改善提案ができるような、県内のデジタル化を牽引し地域社会を支えていく人材の確保に取り組みます。

また、ICT 人材確保の取組として、企業と連携し、高校生を対象とした ICT に関する実践的な体験学習を実施します。

○推進事項

1	ICT 関連人材の育成 ・ 県内 ICT 人材の技術力を向上させる研修の実施 ・ 先端 ICT(AI 等)を利活用・普及できる人材の育成
2	地域社会を支える高度デジタル専門人材の確保 ・ デジタル技術活用を前提とした業務改善提案ができる人材の確保
3	ICT 関連人材の確保 ・ 高校生を対象とした ICT に関する実践的な体験学習の実施

3 誰もが利用できる環境の確保

(1) 県民の情報リテラシーの向上と ICT 導入相談支援

○推進方針

社会のデジタル化に伴い、暮らしや仕事、学校教育等のあらゆる場面で ICT が浸透しつつあります。このような中、県民誰もが取り残

されることなくデジタル社会の恩恵を享受するためには、ICTが県民にとって身近なものとして受け入れられるとともに、情報やICTを十分に活用できることが重要であり、それぞれの立場に応じた情報リテラシーの向上が求められています。

そこで、県民がAIやIoT等の先端ICTに接する機会を創出するため、展示会や相談会等を開催するとともに、国や市町村、事業者等と連携して、デジタル機器の利活用に不安がある方への支援に取り組みます。

また、事業者や高齢者・障がい者の団体等に対しては、ICTの利用に関するアドバイスやサポート等に積極的に取り組みます。

○推進事項

1	県民がICTに接することができるイベント等の開催
2	デジタル機器の利活用不安がある方への支援
3	ICTの利用を検討している事業者・団体等に対するサポート

(2) 安全・安心な利用環境の充実

○推進方針

近年のインターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現が掲載されるなど、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

インターネットを悪用した人権侵害を防止するため、一般のインターネット利用者やプロバイダ等が、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めることが求められています。

このため、インターネットを利用する一人ひとりが人権侵害を行わないように人権意識の高揚に関する啓発を推進します。

また、テレワークが推進される一方で、サイバー攻撃、個人情報等の取得を目的としたフィッシングメール⁵⁶や不正アプリ等へのサイバーセキュリティ⁵⁷対策の必要性や、インターネットを介した取引等で

⁵⁶フィッシングメール：金融機関（銀行やクレジット会社）等を装った電子メールを送り、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号等の個人情報を詐取する行為のこと。

⁵⁷サイバーセキュリティ：電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により記録され、又は発信され、若しくは受信される情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置等が講じられ、適切に維持管理されていること。

のトラブル回避の重要性が高まっています。

特に、スマートフォンやキャッシュレス決済が急速に普及する等、社会全体の ICT 化が進展するにつれて、サイバーセキュリティに関する事案は、県民の生活にも直接影響を与えるようになっていきます。

このため、不正アクセス等のサイバー犯罪への取締り等の強化はもとより、県民へのサイバーセキュリティ対策の向上に向けた意識啓発やホームページやツイッター等の SNS による情報提供を推進します。

○推進事項

1	インターネット利用における人権意識の高揚
2	ホームページやツイッター等のSNSによる情報提供の推進

第5章 計画の推進体制

庁内各部署で構成する「宮崎県デジタル化推進本部」及び官民で構成する「宮崎県デジタル社会推進協議会」を新たに設置し、「宮崎県市町村 IT 推進連絡協議会」とともに3つの組織が相互に連携しながら本県のデジタル化を強力に推進します。

○「宮崎県デジタル化推進本部」による庁内連携（新設）

知事を本部長とする推進本部が司令塔となり、本県のデジタル施策を総合的に推進します。

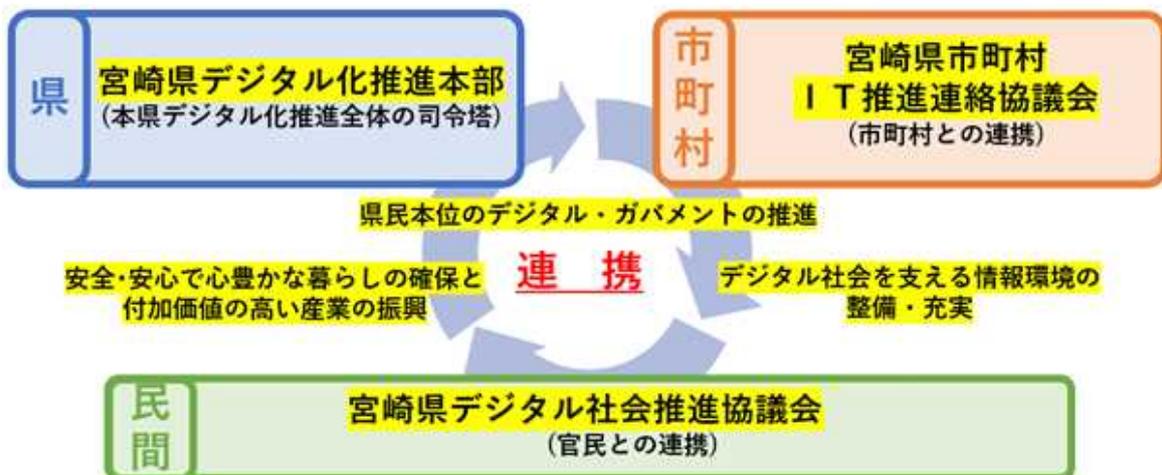
- ・本部会議によるデジタル化施策の基本方針、計画、調整等
- ・「デジタル・ガバメント」、「暮らしと教育・文化」、「地域産業」及び「情報環境」の分野別部会によるデジタル化施策についての専門的な検討、推進
- ・情報化推進リーダー等による各所属における一層のデジタル・ガバメント及び情報セキュリティ対策の推進

○「宮崎県デジタル社会推進協議会」による官民との連携（新設）

- ・産学官等の主要団体で構成された協議会による県全体のデジタル化の推進

○「宮崎県市町村 IT 推進連絡協議会」による市町村との連携（平成14年4月設置）

- ・県・市町村におけるデジタル・ガバメント推進体制の基礎となる人材育成を図るため、国等の施策に係る情報収集や市町村職員を対象とした研修等を実施
- ・県・市町村のデジタル化推進に資する有用な情報システム・ネットワークの共同利用等の実施





宮崎県情報化推進計画 ～みやざき DX プラン～

発行 宮崎県 総合政策部 デジタル推進課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7046

FAX 0985-32-4452

E-mail digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp